

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	大阪港湾局 営業推進室 開発調整課（06-6615-7740）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	咲洲（南港）地区まちづくり要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	
概要	<p>コンテナ埠頭をはじめとする埠頭用地、流通関連用地、住宅用地等を主としてまちづくりを進めてきた咲洲地区において、まち全体として調和のとれた良好な都市空間の形成を促進し、安全で快適なまちづくりを総合的に推進することにより、地域の健全な発展と秩序ある豊かな環境の創出に資することを目的としています。</p> <p>咲洲（南港）地区まちづくり要綱実施基準で定めた基準を建築設計にとり入れていただくよう指導しています。</p>
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 咲洲（南港）地区まちづくり要綱 (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000440/440352/sakisimayoukou.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000440/440352/sakisimayoukou.pdf</a>)</li> <li>・ 咲洲（南港）地区まちづくり要綱実施基準 (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000440/440352/9.1sakishimakijun.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000440/440352/9.1sakishimakijun.pdf</a>)</li> </ul>
行政指導指針	<p>（適用範囲） 大阪市住之江区南港東1丁目～9丁目、同区南港南1丁目～7丁目、同区南港中1丁目～8丁目、同区南港北1丁目～3丁目（ただし、咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内を除く）</p> <p>（事前協議） 適用範囲で建築物等を建築又は設置しようとするときは本市と協議を行い、施設整備計画書等の書類の提出が必要です。</p> <p>（主な指導事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の緑化</li> <li>・ 壁面の後退</li> <li>・ 広告物設置基準</li> <li>・ 建築物等の色彩及びデザイン</li> <li>・ 駐車施設等</li> </ul> <p>書類の様式や、指導内容の詳細については「咲洲（南港）地区まちづくり要綱」及び「咲洲（南港）地区まちづくり要綱実施基準」とおりです。</p>
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000440352.html">https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000440352.html</a>
備考	